

# 令和5年第1回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年3月7日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和5年3月7日（午前9時30分）

## 4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

## 5. 不応招議員

なし

## 6. 出席議員

応招議員に同じ

## 7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	前田武博
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	才所潤一
教育長	富山拓二郎	建設課長	樋口信吾
企画課長	丸山英明	建設課参事兼 国県道対策室長	園田和広
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿田健	産業課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
会計管理者兼 税務会計課長	中島久見	教育委員会事務局 子ども課長	樋口尚寿
環境課長	小松朋雄	教育委員会事務局 生涯学習課長	萩尾勝昭

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	原野昌文	書記	末安成行
議会事務局係長	丸山順子		

10. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問

---

午前9時30分 開会

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和5年第1回広川町議会定例会を開会いたします。

本定例会に提出されております議案は、契約の締結1件、条例改正13件、令和4年度補正予算6件、令和5年度当初予算6件、計26件となっております。

これらの議案については、後ほど提案者から説明がありますが、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう念願申し上げ、開会の挨拶といたします。

次に、町長より今議会招集の挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。本日は令和5年第1回広川町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともに御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

4期16年にわたり町政運営のかじ取りを仰せつかってまいりましたが、5月21日をもって私の役目を終えさせていただきます。この間、皆様の御協力、御支援により、財政再建、

道路、下水道、教育施設等のインフラ整備、地域コミュニティの推進など、町民の皆様の福祉向上のため、一定の取組ができましたことに心より感謝をいたしますとともに、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

令和5年度は当初に広川町長選挙が執行されることに伴い、新年度の一般会計予算は経常的経費と緊急性の高い事業を計上した骨格予算とし、各特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計につきましては、年間を通した通常予算をお願いしております。

さて、本定例会には議案等26件を提案申し上げます。議案の提案理由につきましては後ほど御説明申し上げますが、慎重な御審議を賜りまして全議案とも御決定いただきますようお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号のとおりであります。

直ちに議事日程に入ります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（野村泰也）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録の署名議員は、3番竹下英治君、9番池尻浩一君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

#### ○議長（野村泰也）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

会期については、去る2月28日、議会運営委員会に諮ったところ、3月7日から3月22日までの16日間にしたという案が出ていますが、よろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は3月7日から3月22日までの16日間と決定いたしました。

### 日程第3 一般質問

#### ○議長（野村泰也）

日程第3. 一般質問を行います。

発言時間は、質問、答弁を含めて1時間以内とします。制限時間5分前にベルで合図します。

9番池尻浩一君の登壇を求めます。

#### ○9番（池尻浩一）

皆さんおはようございます。9番議員の池尻です。最近是一般質問が一番最初か最後かのパターンが続いておりますけれども、今回は令和5年第1回の一番最初ということで少し緊張しておりますが、令和5年度の予算、今回は骨格予算ともなりそうですが、住民の方々の大事な血税の使い道を決める議会となりますし、任期中、自分たちも最後の1年となります。

また、渡邊現町長に対しての最後の一般質問となりますので、さらなる緊張を持って臨みたいと思っております。

では、質問に移らせていただきます。

今回の議会中にも小学校、中学校の卒業式が執り行われ、1か月後には入学式があり、新年度を迎えることになっております。そこで、新年度を迎える中学校の状況について幾つか質問させていただきたいと思っております。

コロナ禍で自粛や縮小を余儀なくされていた各種活動も徐々に拡大の方向に動き始めています。9月議会にも質問させていただきましたが、部活動の地域移行についてです。

全国的に試みの中で、問題点、課題点といったものが集められ、対応見直しもなされております。一番の目的でもあった教職員の負担軽減についても実際につながる方向になっているのか、外部の各種団体、指導者の発掘や協力がちゃんと進められているか、部活動ということだけでなく方向が、子供たちはもちろんのこと、保護者負担となるようなことはないか、今年度部活動を選択することがマイナスになるようなことはないか、これについては保護者も新生も不安を抱えたままの状況が続いております。町の考えを伺います。

そして、メディアでも度々話題に上げられていますブラック校則というものがありますが、広川町においては、現在、そのような印象は受けられません。自分たちの時代、丸坊主であったことも同窓会等ではアルバムを開いて笑い話になることもあります。文科省における校則の定義というものは、児童・生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長、発達していくため、各学校の責任と判断の下にそれぞれ定められる一定の決まりとされております。法的な縛りというものは特になく、内容と運用に関しては児童・生徒の実態や保護者の考え方、地域の実情、時代の進展において定められるものとされています。

義務教育を終え、社会に出るに当たり、一定の規則を尊ぶことを学ぶ、また、義務が持つ厳しさを学び、真摯な生活を送れるようになるには必要になるものと考えております。広川中学校においても校則の見直しが行われておりますが、最近での変更点や実態調査、意見聴取、子供たちや保護者の考え方など、十分に取り入れられた形で行われているか、伺います。

次に、行政区の在り方についてです。

当条西区の廃区が決まりました。これは本当にあくまでも特別な例ではありますが、人口減、特に少子高齢化の進んでいる地域の問題点として、また、時代変化の一つとも考えられますが、行政区や隣組への加入、それに伴う地域行事への参加など、以前から度々取り沙汰されていますが、さらに問題は増すばかりで、解決には結びついていないことが多いと感じられます。

もともと町の運営指針を基準において、一般的には行政上の指導、勧奨等によってなされたものでなく、あくまでも自主的、民主的に組織化された団体であり、町の下部組織でも末端機構でもないことが原則とされ、住宅団地、集合住宅等の既存の住民組織とは異なる意識を持った地域集団については、行政の立場から法的勧奨の権限はないとされていますが、現実のいろんな問題点から適切な行政指導を行うため、取扱要領として、隣組はおおむね15世帯以上、区は100世帯以上と基準がされています。

このようなことを踏まえ、区の統廃合や未加入問題をどう考え取り組んでいるのかを伺います。

あとは質問席に着いて答弁をいただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

教育長。

**○教育長（富山拓二郎）**

おはようございます。ただいまの池尻議員の御質問に対して御回答いたします。

まず、部活動の地域移行につきましては、9月定例会の一般質問の折にも回答しましたとおり、昨年、スポーツ庁及び文化庁から出された地域移行に関する検討会議の提言にて具体的方策がまとめられており、これに基づき、今後段階的に取組を進めていく必要があります。ただ、国は当初、休日の部活動の地域移行について、達成目標時期を令和7年度末としていましたが、その後、国としては一律に定めず、地域の実情等に応じて可能な限りの早期の実現を目指すとして修正いたしました。全国の多くの自治体において、地域移行に関し、課題が山積していることを反映したものだと考えられます。

町においては、1月に広川町学校部活動地域移行推進協議会規則を策定いたしました。円滑な地域移行と運営を図るための所掌事務や構成組織などを定めております。持続可能な部活動と教師の負担軽減の実現に向け、来年度から協議を始めてまいります。また併せて、国、県や近隣市町の動向等も注視していきながら、広川中学校の部活動として最もふさわしい形を見いだしていきたいと考えています。

次に、校則の見直しについてです。

昨年12月に文部科学省が公表した生徒指導提要（改訂版）の中で、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は教育的意義を有するものと考えられるとしています。一方で、その制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童・生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することも必要と示されました。

現在、広川中学校の生徒指導部会が中心となって校則の見直しが検討されております。来年度は通学靴の決まりを緩和したり、性的マイノリティーに配慮して制服を選択できたりする方針のようで、ほかの校則も随時見直しに向け、検討を続けていくと聞いております。このことは広川町小中学校生徒指導連絡協議会でも情報共有され、各学校一体となって取り組んでおります。

校則の見直しは最終的には教育に責任を負う校長の権限ではありますが、教育委員会としましても、学校の教育目的に照らし、適切な内容になっているか等、適宜確認してまいります。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

池尻議員の質問の中の行政区の在り方についてでございますが、広川町における34ある行政区は山間部にある小規模行政区や町中心部にある大規模行政区まで様々ありますが、人口減少や地域活動への参加意識の変化など、行政区を取り巻く課題が多いことは認識しているところです。

新型コロナウイルス感染症により、これまで様々な活動が制限されてきましたが、5月には感染症法上2類から5類へと緩和されるようで、徐々に地域活動が再開されることが見込

まれます。コロナ禍をきっかけに地域活動への参加意識の低下を招かないよう、町としましても区長さんとの情報交換を図りながら、ほかの行政区の例などを紹介するなど、サポートに努めてまいります。

小規模行政区においては、今後、世帯数の減少により行政区の運営が困難になった場合は隣接する行政区との協力体制を構築しながら、行政区の統合の可能性を隣接する行政区と一緒に研究する場を設けていきたいと考えております。

最後に、地縁に基づいて形成された行政区は地域コミュニティ推進事業の実施組織でもあり、その中で防災訓練や環境美化活動、高齢者サロンの実施、登下校時の見守りなど、地域に密着した活動を実施していただいています。また、配布物の配布や、道路や河川工事等における意見集約、自主避難所の開設など、行政区は町政運営上、重要な役割を担っていただいているため、今後も自主的、主体的に運営されるよう、町も支援をしてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

ではまず、中学校部活の地域移行について先に伺わせてもらいます。

質問を最初したとおり、保護者、生徒が選択に本当に悩むといった状況が実際進められています。段階的に進むということで、まず、先ほど答弁にありましたとおり、主体は休日の外部指導、地域移行というところから進めていくということになりますけれども、部活の幅が縮小される、活動内容が変わっていくということに関しては、まず、この部活に入って一生懸命したいというような子供さんたちにはやはりいろんな問題点もありますし、内容によっては、質問にもお答えいただいたですけど、今後、部活に入る子がだんだん少なくなっているということも答弁の中にありました。

そういった状況を考えますと、少子化も相まった中で部活の廃部ということもあるんじゃないかと。少なくとも入った3年間は大きな変更点がなく部活を終わらせていただきたいと思う保護者、子供たちも当然いらっしゃると思います。部活ができなくなった、あるいはせっかく購入した備品、道具等が無駄になった、じゃ、外部のほうに途中から移るということになってはまた最初から用意しなきゃいけないというような状況も段階的にはある可能性も十分考えられます。

その中で、今まで廃部になった部活の経緯や問題点、そういうものがあつたら、その後の問題点についても教えていただけたらと思います。

**○議長（野村泰也）**

子ども課長。

**○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）**

廃部についての保護者等への影響ということですが、すみません、正直申し上げて、そこまで聞き及んでおりませんが、例えば、今おっしゃったような少人数によって部活動が廃部になるといったような状況がもしも今後起こるようなことがあるのであれば、先ほど教育長が申しあげました地域移行推進協議会等での協議も踏まえながら、他市町の他校との合同的な部活動の在り方、そういったものをその協議会等の中で協議できていけたらと思っております。その中でその部活動を存続できていけたらなというふうに考えておるとこ

ろです。

○議長（野村泰也）

9 番池尻浩一君。

○9 番（池尻浩一）

先日、県のほうでも全体的なその方向性や方針の説明会といったものがあったと伺っています。それに関しては、もちろんいろんなそれに関わる外部のスポーツ団体や、さらには高校のほうまで一緒に合同に取り組めないかというような考えの中で、たくさんの周囲の方が興味を持ってそれに取り組んでいらっしゃいます。

それに関して、外部の指導者、そういったものが町としてもいろんな情報とか協力の下、進められているかどうか、伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

令和4年度の広川中学校部活動に係る活動方針というのが出されております。その中で既に外部指導者といたしまして、女子ソフトボール部、男子卓球部、女子卓球部、剣道部、また、相撲部等で外部指導者を入れてあります。そういった外部指導者の方に今後引き続き指導いただくとともに、また新たな人材等を発掘できたらなというふうに考えておるところです。

○議長（野村泰也）

9 番池尻浩一君。

○9 番（池尻浩一）

また、県の説明の中で外部のクラブチームが中体連への参加が可能な方向にあると伺っています。これに関してはまだ具体的に取決めとか全体的になされていないのが当然だと思いますが、町としての問題点ですね、いろんな助成金や、また、クラブチームの独自の大会の調整日程など、当然全くできておりません。

こういった中で、部活動やほかのクラブチームとの関わりの在り方とか、途中移動ができない、余計に選択が難しくなるかなとは思いますが、現段階の問題点やこれに関する町の考え方とかありましたら、伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

中体連の話が今少し出ましたけれども、昨年6月13日に日本中学校体育連盟のほうから、全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格についてということで通知が発出されております。その中で、全国中学校体育大会開催基準、引率監督、参加資格の特例に下記を追加し、参加条件としましたということで、地域スポーツ団体等に所属する中学生ということで明記されておりますので、今後はこういったスポーツ団体に所属される中学生も参加資格が得られるということで、先日も県の中体連のほうからも同様の文書が出されておりました。

そういった中で、先ほどから度々申し上げておりますとおり、来年度から実質稼働していきたい地域移行推進協議会の中でも、町内でも幾つかスポーツ団体ございますし、町外にも

幾つかございますので、そういったところとの連携、そういったところの課題も洗い出しながら、今後、進めていきたいと考えておるところです。

**○議長（野村泰也）**

9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

これに関しては本当に子供たちの選択肢や保護者の迷う部分、どちらを選ぶかという大きな形になってくると思います。どうしても外部のクラブチームのほうが力を入れてくることもあるでしょうし、運動環境や道具に関してもクラブチームのほうが予算を決めたらその中でどんどん動けるということ、また、学校の部活は時間制限と費用等も制限がある程度ある中で活動していくという中で、今後の部活の在り方についてもいろんな考え方はありますでしょうが、結局、お金を出した使い方のほうが何でも学べる、貧富の差とか、そういったものが影響出るような中学校の部活の在り方とか、何か原点から本当にずれているんじゃないかなというような形もできてきています。

そういった中で、これは時代的に避けられないものと受け止めた上で、町のほうでも、いろんなそういうチャンスのお機と、在り方の内容、じゃ、中体連に部活チームというのは本当に出られないような活動になってしまうのかというような考えすらありますので、その辺はまたいろんな指導の下、また、子供たちや保護者に対しても早い情報提供をしていただいた上で決定していかないといけないと思いますので、その辺をぜひお願いしていきたいと思っております。

では、校則について質問を移らせていただきます。これに関しては次に質問される江藤議員も同様の質問をされておりますので、内容、詳細については若干控えさせてもらって、大まかに伺います。

まずはやはり校則の在り方、存在意義として、答弁の中にもありましたけれども、校則というのは、社会に出るに当たり、あくまでも義務教育のまだ段階ですから、規則を尊ぶことを学ぶ、そういった義務を持つ厳しさを学び、真摯な生徒はここから育てていくんだらうというのがもともとの考え方であり、自分たちが育った中でもそういった必要性を持っております。

今いろんな道徳教育というものを改めて行いなさいと言いますが、そういった規則を守る中にも当然道徳の在り方等もありますし、こういう規則を守る中で御家庭がいろんな一々細かい指導をしなくてもいいというような部分も本当にたくさんあると思います。

校則のある意義としても、やはり集団秩序を守る、学校の運営方面から見てもそうですし、御家庭が安全に子供を学校に送り出すということに関しても、集団秩序、遅刻をしない、授業中は静かに、そういったものを校則として守らせるというのは当然必要なことでもありますし、校内及び日常生活の危険回避、自転車通学の在り方や廊下を走らないように、ベランダとか遊具の使い方、それも小学生程度からありますでしょうが、そういったことをきちんと守らせるのも大事な校則の在り方でもありますし、平等性を守る。会社とかも制服もあるでしょう。そういった制服の在り方とか、これは家庭の費用面もありますけれども、そういったものを守る、守らせるということも当然内容的にもあります。

校則を守らなくなる、そういったところから生活の乱れとか家庭での心の乱れ、服装や髪型から子供の内容状況のサインとして先生たちが判断する材料にもなりますし、これは本当



にそういった意義から校則というものはあっていると思います。あくまでも人権を尊重し、自由を奪い過ぎないように、先ほど答弁の中にもそういったものがありましたけれども、そういった内容で校則はあるべきものと考えております。

そういった中で、実態調査とか意見聴取とか、さっき答弁の中にもありましたけど、そういったものは具体的にどのようなメンバーで、特に生徒会のほうから自主的に意見が出されてというのも聞きましたけれども、そういったような御家庭の意見とか、時代の進展とか、こういった形で取り上げられて、こういった意見が出ているか、ありましたら伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

子ども課長。

**○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）**

特に保護者の方からアンケートを取ったとか、そういったことはまだ中学校のほうではなされていないようではございますけれども、例えば、PTAの生活指導委員会といったような組織もござります。そういったところで保護者の方数人から、大々的にはございませんけれども、そういったところから校長先生等、教頭先生等が意見をお聞きになられたりとか、そういったことは実はあったようです。

今後ともそういったことで来年度も引き続き児童・生徒、また、保護者も巻き込みながら進めていかれるものだろうというふうに考えておるところです。

**○議長（野村泰也）**

9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

校則の在り方として、子供たちや保護者の考え方、地域の実情、時代の進展といったものを主体的にまとめるとありますが、学校現場の指導として、最後には教職員が決定される部分も多いと思いますし、法的なところ、校則の在り方としてなかなか教職員は入ってこない、言葉として出てこないというものはありますけれども、教師側のアンケート等とか意見を伺いますと、学校に求める高い学力や健全な心身、さらにマナーや道徳を守らせるためには、校則としてはかなり必要なものと思っている。また、家庭で健全な社会常識を持っていたら、教師がそういうことを指導することなくできるだろうが、各家庭の指導の中でそういった道徳教育、社会モラルを教えるというのはやはり学校でしかできない部分が多い。それに対しても、また学校においてそういった道徳教育というのは必要なくなるであろうと。そしてまた、教職員の時間のゆとりもできてくるのではないかと。一般的には学業やスポーツ、部活動に熱中している生徒は、そういった服装とか髪型のことはあまり気を使いませんと。だから、そういったところからこういったところに集中してもらい、意識を向けて、自分自身の成長につなげるのも必要なことではないかということで校則も決めていると。

そういった中で、教職員の意見というものはどういう考えか、現場でできること、それを伺っていいですか、そういう意見が出ていましたら、広川町で教職員の校則の考え方とか。

**○議長（野村泰也）**

子ども課長。

**○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）**

教職員の意見がどのようなものだったかといったことについては、すみません、正直申し

上げまして把握できておりませんが、来年度以降、また引き続き校則見直しも学校のほうで行われるということですので、生徒、保護者、そしてまた、もちろん教職員も、それぞれの立場で意見を出し合いながら、みんなが納得できるよりよい校則をつくってほしいというふうに考えておるところです。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

まず、大もとに時代の進展とか、地域の実情、子供たちや保護者の考え方、そういったものを含めた中で正しい校則をつくっていくというものがありますので、また、当然、指導する側の学校に対しても、もっと意見を集約して、きちんとした校則の在り方というものをつくっていただきたいと思います。何より町や国の将来を担う人材育成の場ですので、時代の進展とのバランスというものはかなり難しいものと考えます。そういうものを捉えて、道徳教育の在り方や部活の在り方など、あまり変わり過ぎてはいけない部分と現場が混乱しているような状況は困るものと思っておりますが、今後も地域や学校が求める、保護者が求める学校の在り方について正しい指導をお願いしたいと思っております。

では、区の問題について伺いたいと思います。

答弁の中にもありましたけど、やはり区や隣組の役目として、本当に町と地域のパイプ役として非常に重要なものと考えております。地域の清掃、環境整備、災害対策、街灯の在り方、防災意識、ごみ出しなど、そういったものに区の協力がなければ、町の行政だけで進められるものではないと当然考えております。

先ほど答弁にもありましたけれども、人数の多い少ないのバランスが非常に出ているところでもありますけれども、当初、ある程度基準を町で決めていらっしゃいます。隣組はおおむね15世帯以上、区は100世帯以上というのを基準にしてつくろうという中で、これを一字一句改めていいますと、小椎尾18世帯、逆瀬谷39世帯、清楽茶屋44世帯、梯48世帯、馬場区52世帯、こういったものが大きく100世帯を切っていますし、さらに草場、一応、鬼ノ淵、内田といったところも100世帯を切っている行政区であります。逆に多いところとしては、川瀬区952世帯、久泉757世帯、一條533世帯、こういったものが500世帯を越すような中で、世帯でいって10倍以上のアンバランスさが出ている中で行政区活動が行われています。これは当然認識して進められていると思っておりますけれども、改めて区の問題として、同様な町のイベント行事とか、特に関わっています町民体育祭を例に挙げますと、子供たちの人数がいない、参加できない、そういった問題の大きなところの中で、まず、じゃ、一緒にコミュニティとして連携して出したらどうですかというような提案も何度もしたことがありますし、現在ほかのいろんな町の問題としても、じゃ、コミュニティでこうこうしてくださいと、そういったものには内容によっては引き受けていただけたところとかあるとも伺っていますが、現状、大人数、少人数の問題点やその対策をどう考えていらっしゃいますか。答弁にも少しありましたけど、もう少し具体的な内容がありましたら、伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（丸山英明）

町長答弁にありましたとおり、特に上広川校区、東部の山間地域、それから、中広川にお

きましても少数の行政区がございます。

ただ、行政区の組織といたしましては多分に地縁による組織が脈々と続いてきておりますので、その組織自体の統合というのは簡単にできるものではないかと考えております。

ただ、これまでも町民体育大会とかはブロック分けをしていますように、そういうイベントでの連携、それから、東部3区では共同による県道沿いの樹木の伐採等を行っていただいておりますけれども、その中では区の連携、それから、民間事業者との連携において、そういう安全・安心に係る部分等もやってきていただいておりますので、画一的な数字による統合なり分割というところは考えておりませんで、そういうできるところからの連携を図っていければと考えているところでございます。

**○議長（野村泰也）**

9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

区のほうでは、人数が少ないのもありますし、順番が回ってくる小さな地域もあります。大人数は大人数で、区の役員が回ってきたときにやはりその責任負担というものが大きいということで役員になる方がいらっしゃらない、民生委員さんしかりですけど。

そういった問題の中で、これは何遍も出されていますけど、区の仕事が増え過ぎてはいませんかといった中で、町はどのような取組と方向性を考えていらっしゃいますでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

企画課長。

**○企画課長（丸山英明）**

まず、行政区における町行政への参加、運営につきまして、区長会等でも各委員会の区長さんの出席等出てきております。この部分については住民代表としての区長さんであるべきなのか、公募なりをして住民代表としての参加をしていただくのか。それと、行政区の中で役員の在り方等課題はありますけれども、先ほど言いましたように、行政区が地縁による団体でございますので、なかなかそれを簡単に分割、統合というところは難しゅうございますので、そういう部分について各行政区からの相談なりがありました折には、町のほうとしてできる限りのサポートをしていきたいと考えております。

**○議長（野村泰也）**

9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

やはり統廃合というのはかなり難しいとは思いますが。本当に市町村合併ぐらいの意識の中で行政区のほうはそれを意識するんじゃないかなとも思いますけれども、行政区は行政区で残したままで、基本的な活動はそこにさせていただいて、ある程度、町の要望するような大きな活動に関してはきちっとしたコミュニティといいたほうがいいでしょうか、早く人数なり、世帯数で割り振った中で活動の意識を持ってもらうとか、早めに取り組んでもらうとか、極端に言うならば、慣れてもらうしかないのではないかなとも思います。そういった活動もどんどんしていただきたいし、そういった時期に本当に来ているのではないかなと。問題解決にかける時間があまりにも長過ぎじゃないかなということと、同様の問題が毎年毎年出されて、それに対する同じような回答をしていく以外にないのかということのもずっと感じております。その辺はまたしていただきたいと思っております。

また、区の内部のことで隣組に関しても同様の問題がありまして、もちろん集合住宅が一気にできたとか、人数だけは増えているけど、区、もちろん隣組にも加入しないといったところで、特に隣組に関しては、別に縄張り意識とかテリトリーじゃないんですけども、ごみ出しの集積所に関しては、設置するに当たって町のほうも設置に対する10分の5の補助、500千円を上限として指定された場所をつくっております。ただ、可燃ごみに関しては指定袋に町としては収納して、あと、ごみを出す形に関しては具体的には決められていませんけれども、町のほうで集めるといった義務がなされているものと思います。

こういったごみ出しの問題とかに関してはどのような指導、回答をされているのでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

環境課長。

**○環境課長（小松朋雄）**

その質問につきましては、各行政区の衛生班長さん等と話しながら、まず、集積所の補助等は行政区の要望で、あるいは集合住宅につきましては、その集合住宅を建てられる持ち主の方が出しますが、衛生班長さんと区長さんと相談しながら、その区の収集等を考えております。

また、例えば、ごみをその集積所に出したいという行政区の中での問題等につきましては、担当課としては間に入れていただいて、極力町としてはステーション方式でやらせていただいておりますので、場所を増やしていくということではなく、そこに置いていただくような理解を進めていきたいと思っております。

ただ、議員の質問のとおり、昨今、そういう問合せはかなり多いです。この問題は、今後、衛生班長さんとしっかりと共有しながら、先ほど言われたとおり、衛生班長さんの業務が増えないような形でしっかりと議論をし、理解していただくように進めていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

ある程度、任意とはいえ、行政区の協力、連携なしに町の行事というのはまず機能しない、スムーズに進まない程度に機能しなくなるのではないかなという位置までであると思っております。こういったスムーズな行政が行えないということも含めた中で、改めてそういった各行政区に必要性というのを随時お願いしていく、御説明をしていくということがまず大事じゃないかなと。各区長会とかでも必ず挨拶をして、多分そういう話がずっとあっているのは伺っていますけれども、改めて住民の方、また、区の役員さん方、特に区長さんに関しては、区の必要性というのは本当に大事でありますということをまず伝える。その中で、また区の編成についても今後本当に取り組んでいただかなければならない内容かと思っておりますので、それをお願いした中で質問を終わらせていただきます。

**○議長（野村泰也）**

次に、5番江藤美代子君の登壇を求めます。

**○5番（江藤美代子）**

よろしくお願いいたします。

まず初めに、渡邊町長に一言申し上げます。

渡邊町長は4期16年間という長きにわたり、住民の命と暮らしを守る、住民の安心・安全を守る、そして、町の発展のためにと御尽力いただきました。合併問題や水害対策など、難しい局面もございましたことでしょう。意見の違いはございましたけれども、私はその御尽力に対して敬意を表します。今議会、渡邊町長にとりましては最後の議会となりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

もう一つ、昨年末閣議決定いたしました安保3文書についてですが、専守防衛の考えを捨て、憲法に反する敵基地攻撃能力の保有や軍事費倍増などが明記されました。このような大きな政策転換は、国民にしっかり説明して国政の場でしっかり検討する、十分な国民的議論が求められます。議会制民主主義、立憲主義に反すると考えます。軍事対軍事のエスカレーションを起こすことが、この大軍拡がなぜ日本の平和を守ることになるのか、浜田靖一防衛大臣は国会答弁で、攻撃を受けていない日本が安保法制に基づいて集団的自衛権を行使すれば、相手国からの攻撃を受け、国内に大規模な被害が生じる可能性があるなどと答弁しています。日本を守るどころか、戦渦を呼び込むことにならないでしょうか。

また、軍事費のための増税も問題です。5年間で43兆円、これだけの財源があれば、全国の小学校、中学校の給食費を100年分無料にすることができると言われています。高校、専門学校、大学の学費無料化10年分です。

軍事費を増やして戦争の準備をするより、暮らし、命を守ることこそ求められています。民主主義が踏みにじられ、国民生活が脅かされるということは、戦争の前触れであると考えます。様々な考え方があると思いますが、今こそ声を上げ、国民的議論を起こすべきと考えます。私はこの大軍拡、増税に反対します。

それでは、質問に移らせていただきます。

まず1点目、校則についてです。

池尻議員の質問にもございましたが、近年、メディアでも中学校や高校の校則が取り上げられています。髪型や服装など、事細かに決められた校則が子供たちの人権を阻害していないか、見直されるべき点があるのではないかとということです。

教育長の答弁にもございましたように、文科省も12年ぶりに生徒指導提要进行を改訂いたしました。この改訂で私が注目しておりますのは子どもの権利について明確に触れている点です。平成22年3月作成の生徒指導提要进行では子どもの権利についてほとんど触れていませんでしたが、今回は児童の権利に関する条約の理解は、教職員、児童・生徒、保護者、地域にとって必須だとした上で、いわゆる4つの一般原則、差別の禁止、児童の最善の利益、生命・生存・発達に対する権利、意見を表明する権利を明確に記載しております。

児童の権利に関する条約は、日本は1994年に批准しております。ここでいう児童とは18歳未満の全ての者を指しています。本条約の発効を契機にして、児童・生徒の基本的権利に十分配慮して一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。

提要では校則についても大きく改訂されています。校則は生徒が遵守すべき学習上・生活上の規律とされ、校長により制定されるとしています。その運用に当たっては、守らせることばかりにこだわらず、何のために設けた決まりか、その背景や理由について共通理解すること、マイナスの影響を受けている生徒はいないか、少数意見を尊重すること、学校内外の

関係者が参照できるようホームページなどでも公開することなども明記しています。

生徒が校則について考えることは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなくて、自身がその根拠や影響を考えて身近な課題を自ら解決する教育的意義があります。

広川中学校でも、今回、校則について見直しが行われております。入学説明会の折には、その見直された校則が提示されたと思いますけれども、見直しに際して、どのような基準、どのような手続で見直しを行われたのか、お伺いいたします。また、その際、問題点とか懸念される点があったとすれば、それもお答えください。また、今後の対応についてお考えがあればお答えください。

2点目、就学援助についてお尋ねいたします。

学校教育法第19条では、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとしています。

広川町の就学援助の認定率など、実態はいかがでしょうか。財源はどのようになっていますか。さらに、就学援助の基準、周知方法、申請方法、援助内容などお答えください。

以上です。答弁をお伺いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

教育長。

#### ○教育長（富山拓二郎）

それでは、江藤美代子議員の2つの質問に対して回答をいたします。

校則の見直しについては、先ほど池尻議員へも回答しましたとおり、広川中学校の生徒指導部会が中心となって検討されており、今年度は靴下の色やライン、ポイント等の指定を緩めたり、来年度に向けて通学靴の決まりを広げたりするなどの見直しを行っています。

今回の見直しは学校がPTAの生活指導委員会や生徒会役員の意見を参考にしながら協議、検討を重ねた上での決定ですが、その決定に至るまでの一連の経過を検証し、来年度以降は生徒も交え、一緒になって意見交換を行う予定であると聞いております。様々な課題も出てくるとは思いますが、真摯に協議、検討し、誰もが納得できる校則をみんなで作って上げてくれることを期待しております。

次に、就学援助についての御質問にお答えいたします。

就学援助の認定基準につきましては、就学援助対象の児童・生徒と生活を一にする者全員の収入の合計額が生活保護基準の1.3倍以下の世帯となっており、令和3年度の全児童・生徒に占める認定者の割合は11.7%、令和4年度は2月現在で12%となっています。ただし、世帯の中に障害者がある場合やひとり親家庭の場合には基準額が上がります。

周知方法につきましては、4月上旬に町内小・中学校を通して全ての児童・生徒に就学援助のお知らせを配付しています。また、ホームページには通年掲載しています。さらに、新小学1年生には就学前の12月頃に発送する心電図検診の案内に同封したり、前年度の就学援助認定者には2月頃に継続申請に関するお知らせを個別郵送したりするなどし、周知徹底を図っております。

申請方法につきましては、申請書を広川町教育委員会に郵送、または持参により提出していただくようにしております。申請書は子ども課の窓口にあります。町ホームページからダウンロードいただくことも可能です。継続申請の方にはお知らせと一緒に申請書も同封しております。

認定方法につきましては、先ほど説明したとおり、認定基準額以下の児童・生徒の世帯を認定しています。障害者がいる場合やひとり親家庭の場合は基準額が上がります。

援助内容としましては、学用品費や給食費、修学旅行や校外活動費、入学支度金等がございます。

以上、就学援助費交付要綱や事務処理要領にのっとって公平公正な認定及び給付に努めております。

以上、お答え申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

すみません、財源についてお答え願えますか。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

準要保護に関します就学援助につきましては、財源は単費となっております。

要保護の分につきましては、2分の1が国の補助等がございます。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

ではまず、校則についてお尋ねをいたします。

今回の改訂では、先ほど答弁にもありましたように、PTAや生徒会などの意見も聞きながらということがございます。新しい見直しされた校則について見せていただきましたが、来年度の校則ということですね。見直しをして一步を踏み出したなという感想を私は持っております。しかし、子供さんとか保護者の方々には、まだ不安とか、なぜこの項目が必要なのかという声も聞かれます。小学校では髪型とか服装とかは何の規制もないわけですよ。だけど、中学校に入ると、いきなりこれは駄目ですよという項目が出てくるということへの不安とか、何か納得できないという御意見です。例えば、頭髪の項目で編み込みなどはしないというのがございます。小学校ですっと編み込みをしてあった子供さんと保護者は、編み込みがなぜ駄目なのか、中学校に入ったら髪を切らないといけないのか、今の髪型が編み込みをすると髪が垂れてこない、学習にとっても都合のいい髪型なのにといいことで学校側のほうにも質問をされたそうですけれども、華美にならないように制定しているという学校側の回答があったと聞いています。なぜ編み込みが華美なのかという疑問がさらにあらわれます。また、ほかにもジェンダー平等の観点からも、頭髪ですけど、なぜ頭髪の規定に男女の区別があるのか、なぜ男の子は髪を短くすべきなのかという意見もあります。また、髪を切ることにとても抵抗のあるお子さんがいらっやっやって、髪をどうしても切らないといけないので切ると、次の日は学校に行きたがらないというお子さんの話も聞いています。

また、服装についても指定の制服があつて、先ほど答弁にもありましたように、ズボン、スカート、男女問わず選択できるとしてはいますけれども、例えば、LGBTQのカミングアウトをしているお子さんがおられますけれども、女子がズボンを選択することよりも男子がスカートを選択することのほうがハードルが高いというか、周りの目とかを考えると難しい

状況がある。制服でなければ、もっと自由に服装も選べるのでないかというふうに言われます。基本、服を重ねて着るということに抵抗のあるお子さんもいらっしゃる、真冬でも冬服を着ることができないでポロシャツで登校しているということです。制服でなければ厚い生地のを1枚着ることもできるのにというような具体的な例を幾つか述べさせてもらいましたけれども、先日、ある保護者の方から、今日も学校に行けていません、いろんなことがきついのだと思いますというメールをもらいました。

校則だけの理由ではないと思いますけれども、先生方も子供たちも過ごしやすい学校にしたいと思います。今の校則について、もちろんこれでいいというお考えもあると思います。現在の校則項目について学校側は納得のいく説明をできるでしょうか。少数意見をというのも先ほどの教育の答弁にもございましたけど、少数意見も尊重されていると言えるでしょうか。多様性は認められていますでしょうか。校則で悪影響を受けている子はいないでしょうか。このことについてどのように受け止められますか。

**○議長（野村泰也）**

子ども課長。

**○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）**

先ほど池尻議員に対する教育長の答弁の中でも、校則制定に当たっては少数派の意見も尊重しつつ、児童・生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することも必要ということで提要の一文を読み上げましたけれども、今、議員がおっしゃるとおり、少数のそういった御要望に対しても、今後、学校のほうで保護者、また、生徒を交えて意見を出し合いながら、先ほど教育長申し上げたとおり、誰もが納得できる校則をつくっていただけるものというふうに思っておりますので、教育委員会としても都度確認しながら、それを見守っていきたいと思っておりますし、皆様方におかれましても、どうぞ中学校のほうの今後の校則見直しについて温かくお見守りいただければと思っております。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

なかなか校則の見直しが進まない理由の一つに、先生方が忙しいというものもあると思います。

もう一つ、校則として明記はされていないんですけれども、指定品とか暗黙の決まりのようになっているというものについても様々な意見があります。例えば、ジャージの名前の記載は必要だけど、それがネーム刺しゅうである必要があるのか。先輩から譲り受けるときにネーム刺しゅうの変更は大変なんだとかですね。レインコートの指定の色は白になっていますけど、白は裾の辺がすごい汚れが目立って困るとか、あと、制汗スプレーの匂いで指導を受けたとか、それとか、指定品は選択の余地がなく経費がかかるという御意見もございます。

あと、私が一番これはどうかなと思ったのは、自転車利用者のヘルメット着用です。これは4月から努力義務というふうになると思います。つまり、登下校の自転車ではなく、普通るときに自転車に乗るときもヘルメット着用が努力義務になるということですけれども、学校指定のヘルメットは自転車の番号と同じ番号をヘルメットに大きく書いています。それで、校則ですから、登下校中は着用するけど、それ以外のときには装着しないという意見もあります。



これもそれぞれに合理的根拠があるのか、理由を説明できないものはやめたほうがいいのではないかというふうに考えます。先ほどの課長の答弁のように、いろんな意見を出し合いながら、今後こういう点についても検討していったらいいというふうに思います。

あともう一つ、提要の中身ですが、体罰以外の指導にも言及をしています。体罰がいけないということは当然のことですけれども、体罰以外の指導、たとえ身体的な侵害や肉体的苦痛を与える行為でなくても、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは、児童・生徒のストレスや不安感の高まり、自信や意欲の喪失など、児童・生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねません。教職員にとっては日常的な声かけや指導であっても、児童・生徒や個々の状況によって受け止めが異なり、圧力と感ずる場合もあります。加えて、教職員による不適切な指導等が不登校や自殺のきっかけになる場合もあり、体罰だけでなく、不適切な言動等も許されないことを留意する必要がありますというふうにあります。特定の児童・生徒のみならず、全体への過度な叱責に対してもそれを注意すること、それから、指導を行った後、児童・生徒を一人にしないで心身の状況を観察したり、指導後のフォローを行う、例えば、保護者に連絡をするとか、そういうフォローをするというふうなことについても例として挙げてあります。

校則検査などで不快な思いをしたという事例も聞いております。例えば、眉を整えてはいけないというふうになっていますが、写真を撮られて、直してくるようという指導を受けたとか、それから、前髪が目にかからないようという校則の項目があるんですけど、前髪を手で押さえて目にかかるという状況だというふうに判断されるとかですね。校則検査ですかね、そういうものも先生によって違うという実態もあるのではないかと思います。こういう細かな点についてももう一度職員間で徹底する必要があるのではないかなと思いますけど、教育長、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

子ども課長。

**○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）**

今おっしゃったようなことも現に広川中学校で行われているということであれば、そこはきちんと校長に伝えて各学校の先生方に指導をしていただく、そういったふうに持っていきたいと思っております。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

基本、髪型とか服装などは個人の自由に関することだと思うんですね。そういうことについて校則で細かく決めるとするのは、人間の尊厳を傷つける、多様性も否定される、不登校の原因にもなる、暑くても上着の着用をする、寒くても上着なしで健康被害も起こる、校則に慣らされて不合理なものに疑問なく従う人間が育つということも心配です。

提要では、時代の進展などを踏まえ、先ほど答弁にもございましたが、絶えず積極的に見直すというふうにしております。学級会とかでの生徒の意見聴取、話し合い、保護者へのアンケート、そして、先生方の率直な意見交換、先生方にもいろいろな御意見や都合があると思うんですね。そういうのも率直に話し合いながら、今後も見直しを重ねていって、年度途中でも意見がまとまれば改訂してほしいというふうに思います。

校則は校長が制定するとなっておりますけれども、教育委員会の取組の例では、校則の内容や見直し状況について実態調査を実施することとか、学校の実態に即した運用や指導ができていないか等の観点から、必要に応じて校則を見直すよう依頼するというふうな例が挙げられております。ぜひお願いしたいなと思います。

もう一つ、校則を学校のホームページに掲載するとともに、校則について生徒が考える機会を設けられるように、改訂手続を明文化するなど、児童・生徒、保護者に周知するよう依頼するというのも教育委員会の取組例として挙げられていますが、ホームページでの公開についてはどうでしょうか。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

現時点において広川中学校のホームページにこの校則の規定は載っていなかったように思います。そういったところも必要に応じて学校のほうには伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

最後に、これは私の感覚的なものかもしれませんが、校則の文言の中に、許可するとか禁止するという文言がございます。校長が制定しているということですので、別段問題はないのかと思いますけれども、許可するというのは、目上や公的な立場から願いを許すこと、禁止するとは、してはいけないと命ずることとあります。先ほどから答弁にもありますように、いろんな方の意見を出し合いながら、共通理解を持って校則をつくっていくという考えからすれば、この文言は不適切ではないかと私は思いますので、今後検討をしていただきたいと思います。

今回の見直しにとどまらず、保護者の意見、生徒さんの意見、地域の意見、学校教職員の意見など率直に出し合って見直しを重ねていただくこと、指導に当たっての留意事項の確認、ホームページへの公開など、教育委員会として実態を把握して学校への依頼など行うことを求めます。

最後に、教育長、一言お願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

校則というのは、やはり規範意識を育成していく上での子供と教育の一つのツールだと思っております。それを基にして子供たちが成長していくというものだと思っておりますので、時代の流れによって常々変化するものだと思っております。

そういったことから、学校の状況等につきましては把握に努め、そして、指導すべきところは指導していきたいと考えております。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

よろしく願いいたします。

次に、就学援助についてです。

まず、認定率ですけど、遡って見てみますと、広川町の認定率、2014年4.7%、2016年6.19%、2017年7.4%、2019年8.67%、2021年が11.7%ですかね、2022年で今のところ12%。確かに年々増えております。しかし、県内の60各自治体の準要保護児童の認定率の割合を見てみますと、データを2019年分しか持たないんですけども、広川町はずっと最下位か下から2番目です。広川町が長年にわたってこういう認定率が低いというのは、経済的にほかの自治体と比べて大きな差があるとは考えられません。私は経済的に困窮している世帯に必要な就学援助という援助が届いていないのではないかとこのことを懸念しています。認定率がほかの自治体に比べて長年にわたって低い原因は何だというふうに考えられますか。

**○議長（野村泰也）**

子ども課長。

**○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）**

先ほどの教育長の答弁の中にも周知について申し上げております。4月上旬に町内小・中学校を通して全ての児童・生徒にチラシを配布しておりますし、ホームページには通年掲載をしております。さらに、新小学1年生につきましては、就学前の12月頃に心電図検査の案内に同封したり、前年度就学援助認定者に個別に案内の通知も発送しておるところで、周知徹底につきましては十分になされておるものというふうに認識をしております。それにもかかわらず、ここで江藤議員がおっしゃってあるのは全児童・生徒に占める認定者の割合のことです。それがなぜ低いのか、そこにつきましては正直私どもとしても把握はできていないところが現状です。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

内閣府の2021年子供の生活状況調査というのがあります。等価世帯収入が中央値の2分の1未満の世帯ということで、つまり就学援助を受ける資格があるだろうと予測される世帯ですけれども、その世帯に限って集計をすると、就学援助について現在利用しているというのは58.6%です。つまり、このデータがそのまま広川町に適用できるということではありませんけど、広川町でも必要な方の6割ぐらいにしかこの援助の手が届いていないのではないかと考えられます。

そこで、なぜ低いのかというのが分からないという答弁でしたけど、1個ずつ改善が求められるのではないかとこの点について御指摘したいと思います。

まず、認定基準についてです。

認定基準の明示について、2020年6月の議会で、私は今後の就学援助のお知らせの要項にはぜひ認定基準の所得、あるいは収入の目安を明記していただきたいと提案しました。令和3年度のお知らせにはそれが明記されました。夫婦2人で働いていて、自分が対象にはならないと思っていたと言われた方も、所得額の目安を見て、前年育児休暇を取っていたので、もしかしたらと申請されました。そして、認定されてあります。申請の仕方が分からなくてどきどきしながら役場に行ったけど、町の職員の方が本当に丁寧に対応してくださったと喜んでありました。また、新たな職業に挑戦すべく離職して学び直しを始めた方もこの基準額

を知って申請されました。現在、新しい職業に就いて生き生きと働いてあります。

基準額の目安を明示することは、支援が必要な方に支援が届くためにとても大切なことです。しかし、令和4年度のホームページでこの基準額の記載はございません。何か不都合とかございましたでしょうか。記載していない理由は何ですか。

**○議長（野村泰也）**

子ども課長。

**○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）**

先ほどから申し上げておりますチラシのほうにはそれぞれの基準の金額を明示しておったんですけれども、ホームページにつきましては、すみません、事務上のミスでございます。漏れておりましたので、今後そこは改めてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

就学援助の申請は年度当初だけではなくて、経済的に困った状態に陥ったときとか、いつでも申請できるものですので、ホームページの記載はとても重要です。よろしく願いいたします。

もう一つ、認定基準の設定についてですけれども、認定基準は生活保護費の1.3倍以下ということですが、生活保護の基準では全国を6つの地域に分けて、それぞれの地域の補助基準額というのを決めています。広川は3級地-2です。基準額最下位の地域なんですよね。これは1987年に決められて、今日まで変わりません。さすがに本年度見直しの予定という方針が出ていますけれども、例えば、久留米市は2級地-2です。八女市は3級地-1です。久留米市や八女市と広川町の生活にどれだけの違いがあるのか。そんなに違いがあるとは考えられませんが、生活保護費がそれぞれ幾らになるのか、県の福祉事務所でモデル世帯の生活保護費を計算していただきました。夫婦、43歳、41歳、中2、小3の子供2人の場合、久留米市と広川町では年間256,320円の収入の差があります。八女市と広川町では84千円の差があります。この差が就学援助の基準額に影響を与えているということはございませんか。

**○議長（野村泰也）**

子ども課長。

**○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）**

そこにつきましては、私どもといたしましては県が示す生活保護基準額を参考にしておりますので、そこは影響してこないかなというふうに認識しております。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

実際の地域ごとの生活保護費ではなく、県の提示している生活保護費を参考にしていうことで、これは連動していないということは分かりました。

全国の調査でも、令和4年の就学援助実施状況調査というのを文科省が出しておりますけれども、保護費を基にして就学援助の基準を決めているという自治体が77.1%です。そのうち1.3倍以下としているところが42.5%と最も多くなっています。しかし、生活保護費の1.4

倍とか、1.5倍、また、1.5倍超えなどの自治体もございますので、今後検討していただきたいなと思います。

次に、対象者の項目についてですが、児童・生徒さんに対して年度当初、各家庭に配付される御案内でこのような制度があるということを知らせていると言われました。ホームページにも記載しています。これを見て経済的困難のある方は就学援助を申請できるのですけれども、広川町は対象者の項目で、生活保護の停止、または廃止を受けた世帯、保護者の職業が不安定で学費の支払いに困っている世帯というふうにあります。自分が対象者だというふうには思わないという方が多いのではないのでしょうか。さきに上げました内閣府の子供の生活状況調査では、制度の対象外だと思うから申請しないというのが77.3%でした。もう一個は、利用したいけど、今までこの制度を知らなかった3.1%、利用したいが、手続きが分からない、利用しにくい7.2%となっています。ほかの自治体のホームページとかを見てみますと、生活保護停止、または廃止のほかに、児童扶養手当を全額受給しているとか、世帯全員が市民税非課税世帯であるとか、世帯全員が国民年金掛金を全額免除されているとか、国保税が免除されているとか、世帯の状況の変化、保護者が死亡したとか失業した、離別したなどにより生活状況が急激に悪化したとか、そういう具体例が挙げてあります。基準とすれば、収入とか所得額で判断するというのだと思いますけれども、自分ももしかしたらこの就学援助の対象者なのではないかと気づいてもらう、申請してもらうためには、このような丁寧な事例の記載が必要ではないかと考えますけど、いかがでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

子ども課長。

**○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）**

あまり細かく一つ一つ列挙することによって制限されているというふうに考えてある保護者の方も少なからずいらっしゃるというふうな考えの下、そのような広く、例えば、先ほどおっしゃったように、保護者の職業が不安定で学費の支払いに困っている世帯、なので、学費の支払いに実際困っていらっしゃるのであれば、ぜひ御相談くださいといったような意味合いを持って、こういった表現にさせていただいているところです。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

町の考えも一定程度理解いたしますけど、今後ぜひ検討していただきたいなと思います。

次に、申請方法についてですが、広川町は就学援助の申請は教育委員会に提出という申請方法を取っています。仕事を持っている保護者の方は開庁時間に合わせて申請に来ることが困難な方もいらっしゃいます。それに配慮して郵送という方法を取っているという答弁でしたが、ホームページには明記されておりません。これは今も有効ということの確認でよろしいでしょうか。

もう一つ、文科省の令和4年就学援助実態調査では学校申請というのが45%ございます。あと、教育委員会申請が21.4%、そのどちらかというのが36.3%というふうになっています。学校申請についての検討はどうでしょうか。

もう一つ、休日の開庁とか、平日の開庁時間の延長というのを示している自治体もございます。

あと、申請書は教育委員会にありますとしていますけど、ホームページからもダウンロードできますので、明示すべきではないかなと思います。

さきの実態調査を見てみますと、本当にごく僅かではございますけれども、申請するかどうかの有無にかかわらず、まず、全員に申請書の提出を求め、その後、申請希望の有無について確認するという自治体もございます。

必要な方に援助の手が届くように、学校申請や役場での受付の改善、それから、郵送の周知など、どのようにお考えですか。

**○議長（野村泰也）**

子ども課長。

**○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）**

郵送につきましては現在も行っておるところで、この件につきましても、以前、江藤議員から御指摘いただいて改めさせていただいた部分だったかと記憶しております。

学校申請につきましては、学校と教育委員会でのやり取りの中で大事な書類を紛失してもいけませんし、また、学校の先生方にも新たな負担ともなってしまいますので、学校申請につきましてもまだ今のところは考えていないような状況です。

あと、休日申請につきましても、ここでは公にはできませんけれども、何らかの方法を考えていきたいというふうに思っておるところで、今おっしゃったような申請方法につきましては、随時、また今後見直すべきところは見直していきたいというふうに考えておるところです。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

ぜひ周知の工夫改善を進めていただきたいなと思います。特に、ホームページへの記載についてはもう一度見直しをお願いいたします。

広川町で今現在必要な状況であるかどうかというのは分かりませんが、外国語の表記をしているような自治体もございますので、今後の動向を見て検討していただきたいなと思います。

もう一つ、援助内容についてですが、オンライン学習の費用についてお尋ねします。

家庭にタブレットを持ち帰って活用するというのはまだ少ないかなと思いますけれども、先日、インフルエンザの学年閉鎖の折には、朝、クラス全員をオンラインでつないで、みんなの顔を見ながら挨拶をしたり、健康観察をしたりという取組がなされていました。また、卒業生、6年生を送る会の動画配信などもされて活用が広がってきているのではないかなと思います。今後は不登校の児童・生徒さんへのオンライン学習などの活用もできるのではないかなと思いますが、就学援助の援助内容に、広川町の場合、このオンライン学習の費用は入っておりますでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

子ども課長。

**○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）**

広川町就学援助事務処理要領の5、援助の範囲の(8)のところ、通信費といたしまして「学用品費と同じ対象者で、インターネットを活用した学習が家庭で必要となった場合、当

該学習に必要とされる費用」ということで明記はされておりますので、要領上は備えておるところです。

ただ、まだ家庭でのオンライン授業等を今のところ試行的に行っている段階で、本格実施という認識でございませんので、そこにつきましてはまだ支給はしていないといった状況です。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

では、今後の動向を見ながら対応をお願いいたします。

最後に、校長、民生委員の意見書というのについてお尋ねします。

お知らせのチラシにも、ホームページにも、校長の意見書、民生委員の意見書について、原則、提出の必要はありませんとしながらも、必要に応じて提出していただくことがありますと明記されています。

どのような場合に、誰に意見書を求めるのか。本年度、それは何件でしたか。

**○議長（野村泰也）**

子ども課長。

**○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）**

あまり細かく申し上げますと、個人が特定されるおそれもございますので、あまり申し上げませんけれども、今年度1件、校長先生に意見書を頂いた経緯がございます。県外から転入されてこられた方で、転入先の町内の世帯で就学援助の認定をするべきものなのか、それとも、転出元の県外の御自宅の御家族の収入所得に応じて認定すべきものなのか、そういったところの判断に迷いましたので、現状のそのお子さんの状況を校長先生に意見書という形で御提出いただいた経緯が1件ございました。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

広川町就学援助費交付要綱というのがございまして、その第6条で「委員会は、前条により申請があったときは、必要に応じて学校長の意見及び民生児童委員の助言を求めて認定するものとする。」とあります。この条文を読みますと、全ての申請者が学校長の意見や民生委員の助言を求められるということになるのではないかと思います。さきに紹介した内閣府の2021年子供の生活状況調査では、経済的に困窮していても就学援助を申請しない理由に、利用したいと思わないというのが5.2%ございます。就学援助を受けることで、負の烙印で子供が辛い思いをするのではないかという思いがまだあるのではないかと思います。この項目は就学援助を申請することへのさらなる不安を感じさせているのではないかと思います。事例も少ないという実態であるのに、わざわざこれを明記する必要がありますでしょうか。また、この要綱は改正されるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

子ども課長。

**○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）**

御指摘のとおり、この第6条につきましてはいささか現状と乖離している部分がございます

すので、この件に関しましては少し検討させていただけたらと思っております。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

お知らせのチラシとかホームページの記載についてはどうですか。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

そのようにさせていただきたいと思っています。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

困窮している世帯というのはどこで線引きするのかとか、なぜ就学援助という支援の手があるのに申請しないのかとか、申請した子が肩身の狭い思いをするのではないのかとか、いろんな考え方がございます。本来であれば、憲法第26条、義務教育は無償とするに基づき、子供を分断するのではなく、全員が義務教育は無償で受けられるべきと考えます。しかし、国にその制度がない現在、今ある制度を最大限活用して必要な世帯に支援が行き届くよう町は努めるべきと考えます。広川町が福岡県内の他の自治体と比べて就学援助の認定率が低いのは、広川町の子育て世帯が就学援助を必要とする世帯が少ないのではなくて、就学援助を受けにくいという状況があるのではないかと考えます。周知の方法、申請の方法、認定までの流れなど、様々な角度から検討し、改善することを求めて、質問を終わります。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。15分間の休憩を取りたいと思います。よろしく申し上げます。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（野村泰也）

野田議員より体調不良のために退席したいという申入れがありましたので、許可しました。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

次に、3番竹下英治君の登壇を求めます。

○3番（竹下英治）

渡邊町長には長きにわたる御勤務、まずは御慰労の念を示させていただきます。お疲れさまでした。

実は校則、学校の規則については私も質問しようと思っていたんですが、項目が多過ぎるのと事前の勉強不足で控えました。ただ、一言、前のお二方にどうこうというんじゃないんですが、私がちょっと感じていますのは、職業柄、よく米国出張があったんですけども、ニューメキシコのある小学校に行ったときに、当然、髪形はいろいろ違います。服装も自由、全部自由なんですけど、パレードがあったときに、星条旗が出てくると、小さい女の子もびしゃっと気をつけするんですね。そういうふうな部分を語らないと、多分、校則の話も詰められないのかなと思って、今回はちょっと控えたという状況です。

早速ですが、教育長に対して質問させていただきます。



いろいろ細部の説明はしなくて、ダイレクトに給食の無償化、これに関する意義というふうに問われた場合、どのようにお答えいただくかということをお自分のお言葉でいただけたらというふうに感じています。

あと町長には、まずはふれあいタクシーについてお伺いします。

広川ふれあいタクシーができて、約10年間ぐらいたつと思うんですけども、御高齢者を中心に非常に重宝されているのはよく聞きます。ただ、一応御意見として、やっぱり我々にとっては少し高いなという話、それと、活動地域が非常に制限されているという話、それと、使用したいときに時々使えないときがありますと、そういうふうな御意見をお伺いします。役場としては、そういうふうな御意見をどのように把握されているのかという話と、御対応ぶり、何か考えておられるのであれば、御開陳をお願いしたいというふうに思います。

あと、県道整備についてお伺いします。

特に、三瀨上陽線なんですけれども、やっぱり歩道が全て未整備の状況があるということで、住民の方々から非常に危険だというような話をお伺いします。いわゆる県路管理ということで、県との調整、地元の御協力も必要だと思うんですけども、今後、どのような整備のお考えというか、状況になっているのかということをお伺いしたいと思います。

それと、浸水対策です。

広川には大きく3本、1級河川があると思うんですけども、特に広川と長延川について、いろいろな御意見、中広川と、特に下広川が多いと思うんですけども、やっぱり溢水対策、もっと早くやってくださいという意見を私もお伺いします。県道と同じく今後の整備等、どのような状況になっているのかということをお伺いしたいと思います。

最後に、狭隘道路、可能であれば6メートル道路ということで、逐一整備はしていただいていますけれども、その狭隘道路解消の意義をどのようにお考えなのかということをお開陳いただければというふうに思います。

また、今後の整備計画などあれば、これは整備計画が比較的出しやすいのかなと思いますので、お教えいただきたいと思います。

私からは以上です。

**○議長（野村泰也）**

教育長。

**○教育長（富山拓二郎）**

竹下議員の学校給食費の無償化に関する考え方につきまして御回答申し上げます。

学校給食費につきましては、現在、中学生が月額4,900円、小学生が同じく4,200円の給食費を11か月分、保護者に負担いただき、栄養バランスに優れ、安全で安心なおいしい給食の提供に努めております。

無償化に関する御質問ですが、学校給食法の第11条で、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は学校の設置者の負担とする一方、それ以外の経費は学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担とすると定められています。この規定に基づき、給食調理に係る委託料、給食室の営繕管理、調理器具やその他備品の購入、修繕費用などは町が負担しており、給食食材に係る費用のみを保護者に負担いただいている現状です。したがって、教育委員会としては、学校給食費の無償化は考えておりません。

ただし、少子化が一層進む状況下にあつて、引き続き子育て支援の在り方について検討を

続けてまいります、他の市町村の学校給食費の軽減や無償化の動きも注視することが必要だと考えております。

以上、お答え申し上げます。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

竹下議員の質問のふれあいタクシーについてのお答えでございます。

ふれあいタクシーの運営につきましては、利用者の方から町外運行や利用時間延長などの要望の声があることは承知しておりますが、現状できる限りの対応はしております。

まず、町外運行についてですが、道路運送法における一般乗合旅客自動車運送事業として許可された事業であり、町内運行が原則となっております。町外へ乗り入れる場合には、乗り入れ先の自治体、バスやタクシーなどの交通事業者、先方の地域公共交通協議会の3者の承諾を得て、国土交通省へ届出をすることで初めて可能となります。交通事業者、あるいは乗り入れ先の自治体との調整が特に困難であり、町外運行は法的にも難しくなっております。町としましては、隣接する市との境にある要望の声が上がった医療や福祉関係の施設のみに限り調整を図ることとしております。現在、公立八女総合病院など5か所について、町外乗り入れが可能となっております。

次に、料金については、路線バス及びタクシーの運賃とのバランスを広川町地域公共交通会議において協議を重ね、設定しております。民間タクシーにおいては、物価高や原油高、コロナ禍による利用者減少による収入減の影響があり、初乗り運賃が650円から700円に値上げされるなどの動きがございますが、現行の400円を維持したいと考えております。

最後になりますが、予約が取りにくいというお声については、予約センターにおいて、3台の配車、あるいは送迎順番を変更することで、なるべく利用者の要望にお応えしております。乗合タクシーということで急な予約対応ができないこともありますので、乗合タクシーということをご理解いただき、なるべく早めに予約いただくようお願いしております。

次に、県道整備についてのお答えでございますが、県道三潴上陽線は町の中心部を東西に横断する主要地方道であります。交通量も多く、道路の両側には家屋が張りつき、地域住民の重要な生活道路となっております。また、子供たちの通学路としても利用され、特に朝の通学時は狭い路肩を歩く小学生と自転車の中学生が交差して行き交い、車とぶつかりそうになるなど、危険な場面に遭遇することも少なくありません。議員御指摘のとおり、本路線については、歩道の未整備区間が多く、危険性や町民の不安も十分に理解しているところでございます。

そのため、継続的に歩道設置の要望を実施しており、八女県土整備事務所からは、5分団詰所から町道下指合線までの当条地区、約250メートルの区間について、令和5年度の事業完了見込みとの説明をお聞きしております。また、令和3年度からは牟礼地区、約260メートル区間の事業にも着手いただき、精力的に事業の進捗を図っていただいているところでございます。

現在は中広川小学校から広川中学校区間の歩道設置工事や智徳交差点改良工事の早期着手など、引き続き事業要望を実施いたしております。町としても、昨年9月、建設課に国県道対策室を設置し、協力体制の整備をいたしました。八女県土整備事務所と協力しながら、事

業の早期着手、早期完了に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、浸水対策についてのお答えでございますが、豪雨災害が多発する中で、県は筑後川水系広川においては河川改修計画を立て、現在、久留米市境から智徳橋までの間において河川改修が進められております。町からは県に対して広川の早期改修の要望を行い、事業促進を働きかけております。

河川改修は下流域からの改修が原則となっており、長延川については、その下流となる広川の河川改修が終わっていないことから、改修計画も立てられておりません。長延川については、維持管理予算の中で護岸整備を行ってもらうなど、必要に応じて改修を進めてもらっております。

河川の溢水対策としては、井堰の設置が多いことから、固定井堰の統廃合や転倒ゲートへの改修も併せて県に対して要望を行っております。また、堆積土砂の撤去も要望しております。

次に、狹隘道路についてのお答えでございますが、生活道路となる集落内の道路は、救急車などの緊急車両も入れないほどの狭い幅員の道路が多く、安全・安心な地域づくりのため、4メートル以上の道路幅になるよう計画的に拡幅改良を行っております。現在、鬼ノ淵の山仁田線、長延の柿畑線及び林ノ元線、智徳の南琵琶南北線の4路線の改良を進めており、柿畑線については、今年度の完成を予定しております。狹隘道路の改良工事については、地元行政区からの要望に基づき、事業同意を得た箇所から順次事業化の検討を行い、予算の範囲内で事業実施を行っているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

3番竹下英治君。

**○3番（竹下英治）**

まず教育長、ありがとうございました。学校給食法第11条の話をしていただいたんですけども、それだけをおっしゃると、町民の皆さんは法律的に無償化できないのかなというふうに思われますので、これについては、しっかりと訴訟も行われていて、これは無償化をしてもこの法には抵触しないという判例も出ていますので、できたらそこまで御説明いただければと思います。

それと、他の自治体の動向というお言葉がありましたけれども、よほどのことがない限り、あまり他の自治体の動向を気にすることなく、やることはやればいいのかと思います。

その中で、文科省が食べることに関する教育、食育という概念を法律で定めていますけれども、現実的に恒常的な学校教育の中で、食育活動というのはどういうふうに行われているか、御紹介いただいていいですか。

**○議長（野村泰也）**

子ども課長。

**○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）**

具体的な食育の事業の内容というところの御質問ですけれども、詳細につきましては、すみません、承知しておりませんが、各栄養教諭等もおりますので、そういった職員が指導して、各学校とも適切に行っておるものというふうに認識しております。

**○議長（野村泰也）**

3番竹下英治君。

**○3番（竹下英治）**

現実的にはいろんな御家庭があられますよね、経済動向も含んでですね。結構、学校給食を活用して、いわゆる食育の中の定義というのは非常に広範だろうと思うんですけども、学校給食というのが、そういう機会を通じて、当然ありがたさとか栄養の話とか、そういうことがいっぱいあると思うんですけども、子ども課長がおられる前であまり申し上げてもあれですが、多分、学校教育の現場からの所要、いわゆる給食の無償化の所要というのでも皆無じゃないだろうと思いますので、その辺のところはもうちょっと学校の状況をよく御掌握していただければと思います。私は幾らかそういう話は現実的には間違いなくお伺いしていますので、多分、いわゆる教育委員会サイドからも、学校給食の無償化、全面的に賛成かどうかは置いて、必要性は何ぼか出てくると思いますから、今後そこら辺の把握をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

その他、町長にお伺ひした事項というのは、過去、私が質問させていただいた事項のもう一回さら問いで、頭をちょっと整理させていただきたかった分があります。それでさせていただきましたが、ふれあいタクシーについても、いろんな法律の制限の中で精いっぱい現状やっけていただいているとは思いますが。法律というのは、すぐ変えられないけれども、社会情勢の変化によって人が決めたことですから、不都合なことは、これこそ隣接自治体と連携をして、しっかりと県を通じて国に申し上げていただいて、ふれあいタクシーの登録者が結果的にお使いにならなかったら、このふれあいタクシー制度も多分成り立たないだろうし、この制度自体は、今後も広川町の自治体の運営を維持していくためには必要な制度だと思っていますので、ぜひとも継続した御努力をいただきたいと思っています。

あと、溢水対策と県道整備につきましては、町長から御説明いただいたとおりなんですけど、私が町議やらせていただいた中で、いわゆる県との状況を若干教えていただける状況になった状況からいうと、地元の協力は当然必要なんだろうけど、県との調整、八女県土も含んでですけど、もうちょっと工夫すれば、そっちの切り口から何とかなるのかなという感じがしていますので、継続した御努力をお願いしたいんですけど、この部分、何か御意見をいただければよろしいですか。

**○議長（野村泰也）**

建設課参事。

**○建設課参事（園田和広）**

先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、昨年9月から国県道対策室を設置していただきまして、今、頻繁に県とやり取りをさせていただいています。その業務の中で、県と地権者の間に入って、様々な日程の調整や、家とかがかかる方がおられますけれども、その方はまた新たに生活を再建される必要がございます。そういう方のサポートを中心に、間に入ってやらせていただいております。

**○議長（野村泰也）**

3番竹下英治君。

**○3番（竹下英治）**

参事自らおっしゃっていただいたので、本当に期待させていただきたいと思っています。

最後に、狭隘道路、一生懸命やっけていただいているんですけども、狭隘道路の解消する

意義をどのように考えておられるか、もう一回教えてもらっていいですか。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

狭隘道路の定義は4メートル未満の道路ですので、そこにやはり緊急車両等が入らなかったりしたら、生命を脅かすような事態にもなりかねません。そういった意味で、安心・安全な地域づくりを進めるためには、そういった分野をなくしていくという方向性を持っていく必要があると思っています。ここについては、地域住民の協力なしでは進められない部分がございますので、この部分については、地元の要望に基づき、その問題点解決ができるところから順次進めているところでございます。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

安全上の話がメインでいろいろお伺いしているんですけども、空き家が結構ありますよね。そこに通ずる道が狭隘なところが比較的多いのかなと私はイメージ持っているんですが、ある不動産業者の方とかの話とかも含めて、例えば、そこら辺の道が広ければ、多分、空き家対策にも相当効果があるんじゃないかとか、いろんな意見をお伺いする状況になっていますので、町としては、当然、安全上の話でされるかもしれないけれども、町の発展というもうちょっと幅広なところで概念を持っていただいて、推し進めていただければというふうに思いますが。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

空き家の問題についても、私どももいろいろ検討しておりますけれども、空き家の原因になっているのは、やっぱり道が狭いといった問題点があった部分も確かにあります。要因的にはいろんな状況で空き家になっているケースがあって、駐車場がないとか、そのほかのケースも考えられているところもあります。

ただ、この道路改良につきましては、一番はやっぱり安全・安心の対応だと思っていますけれども、当然そのことを引いて地域の発展につながるものでございますので、そこについては、しっかり対応してまいりたいと思っております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

県道整備と溢水対策、狭隘道路ですよね、そういうふうなインフラの整備をしていただくことは、本当に町のイメージが相当変わるだろうというふうに考えています。ぜひともそれぞれいろんな支障があるのかもしれないけれども、御努力をいただきたいと思います。

私からの質問は以上です。

○議長（野村泰也）

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は3月9日午前9時30分から開議いたします。お疲れさまでした。

**午前11時36分 散会**